

「久留米市立小学校小規模化対応方針」【概要版】

「久留米市立小学校小規模化対応方針」は、小規模化する小学校の課題等に対応するため、久留米市立小中学校通学区域審議会の答申（平成 27 年 2 月 20 日）を踏まえるとともに、国が作成した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に照らして、市教育委員会が策定するものです。

全 7 項目について定めており、その概要は以下のとおりです。

項目：1 策定の趣旨等

将来にわたり義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもの「生きる力」を育む学校教育を保障する観点から、本市の小規模校の対応に関する基本的な考え方や方向性等を定めるものです。

項目：2 児童生徒数の推移・推計等

- (1)久留米市の小学校の児童数は、昭和 57 年の約 27,400 人をピークに減少傾向が続き、現在（平成 30 年）では、ピーク時の約 60%（約 16,200 人）となっています。
- (2)久留米市の小学校では、学校間で児童数の偏りが顕著になっています。現在、複式学級が発生している学校は 2 校ですが、平成 36 年度までに、さらに 3 校で発生する見込みとなっています。

項目：3 学校の役割等

- (1)義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを教育の目的としています。
- (2)学校は、児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことを通じて、思考力、判断力、表現力を育み、社会性や規範性を身に付けさせる役割も担っています。
- (3)平成 32 年度から実施される新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。

項目：4 小規模校の課題等

- (1)小規模校(12 学級未満)では、「児童の個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい」などの長所があるとされています。
- (2)小規模校では、「集団の中で多様な考え方に触れる機会や、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい」などの課題があるとされています。
- (3)複式学級では、同学年から構成される単式学級と比べて、教員による児童の直接指導を行う時間が半分程度に制約されることが、最も大きな課題として挙げられます。

項目：5 学校規模の考え方

- (1)教育を充実する観点から
望ましい学校規模 = 1 学年が複数の学級で構成される規模
- (2)教育課題の顕在化等を回避するために
必要となる学校規模 = 1 学年 1 学級以上の規模

項目：6 対応の方策等

- (1)学校の小規模化に起因する教育課題を十分に踏まえ、久留米市においては、「望ましい学校規模」を目指すものとします。
- (2)久留米市において、最優先の小規模化対応が必要と位置付ける小学校は、「既に複式学級が発生し、固定化している小学校」とし、「学校の統合」を対応の基本方策とします。
- (3)市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合校の組み合わせ、統合の方式、統合までの行程、統合の実施時期等の具体案を保護者や地域住民等に提示し、十分な協議・調整等を経て、決定します。

項目：7 留意事項等

- (1)市教育委員会は、小学校の統合を進める際には、統合後の通学路の安全確保や、状況に応じて通学支援に関する対応を検討するとともに、児童の環境変化への対応として、統合前の交流学习や統合前後のスクールカウンセラーの配置等、きめ細やかな配慮や支援を行います。
- (2)主に市関係部局は、小学校の統合に伴う地域コミュニティへの配慮や、地域の拠点機能(避難所やスポーツ活動の場など)の継承などの検討を行います。